

秋田県衛生科学研究所報

第 40 輯

平成 7 年度

ANNUAL REPORT
OF
THE AKITA PREFECTURAL INSTITUTE OF PUBLIC HEALTH

No. 40
1996

秋田県衛生科学研究所

はじめに

『行政に役立つ研究所づくり』を目指して、当所の再活性化運動を平成2年から展開し、今年(平成8年)で7年目になりました。この間、所内外の多くの方々から有形無形のご支援・ご協力を種々賜りましたが、意識変革という問題は、単なる組織改革とは異なり、研究者1人1人の根幹に触れるものでありますだけに、如何に困難かつ厳しいものであるのかということに改めて痛感しております。しかし、このような意識変革は3年、5年などという短い年月で達成できるものではなく、これが定着するためには、当然のことながら、10年、20年という長期的な視点が求められるでしょうから、そのための基礎・布石をさらに1つ1つ築いていく必要があると考えております。

そのステップとして、今年は2つの点について検討させていただきました。第1点は、平成6年2月から施行してきました当所の『業務の在り方』の見直しについてであります。これは、当所の進むべき方向と内容を示す規範でありますとともに、当所と行政を橋渡しする共通の言語として機能するものであります。今回見直しを検討させていただいたのは、施行後、地域保健法の基本指針や科学技術基本法が制定・公布されるとともに、本県の新総合発展計画後期計画(平成8-12年度)がスタートしたこと、そして、私共が担うべき領域における研究や状況などが急速に進展・変化してきたことなどに対応していく必要性が出てきたからであります。これらに対応した内容に改めさせていただくとともに、今回の見直し案においては、『保健所との連携の在り方』についても新たに加えさせていただきました。この見直し案は、10月に開催されました当所の企画推進協議会の審議を経て、現在、最終の詰め作業を進めており、近々中に成案がまとまる予定でありますので、県福祉保健部長の決裁を経て施行して参りたいと考えております。

第2点は、当所の『試験検査実施管理運営基準』の作成についてであります。行政や一般から様々な試験検査を依頼される試験研究機関として、平成7年5月の食品衛生法の改正と平成8年6月の同法施行令等の一部改正政令等の施行を受けて、平成8年6月に出された厚生省生活衛生局食品保健課長通知(『指定検査機関における製品検査の業務管理について』)に当所も対応していかなばならないと判断したからであります。試験検査の精度の信頼性と検査技術の向上・共有化の推進を目的としたこの管理運営基準は、上述の企画推進協議会の審議と福祉保健部長の決裁を経て、平成8年11月11日から施行されております。

これらのものが今後単なる『書かれたもの』としてお蔵入りにならないようにしっかりと定着させていくとともに、試験研究機関としての命とも言えます調査研究機能のレベルアップにつきましてもこれまで以上の日々の努力を傾注していかなばならないと思いを新たにしております。

そういう一連の動きの中で、第40輯を編纂しました。関係各位の忌憚のない、率直なご批判、ご意見を切にお願い申し上げますとともに、地域保健に果たすべき当所の役割・責務などを中心に、なお一層のご理解とご支援を衷心よりお願い申し上げます次第であります。

平成8年11月23日

秋田県衛生科学研究所長

森田盛大